

鹿屋市笠野原台地雨水排水懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市笠野原台地雨水排水懇談会開催要綱（令和5年鹿屋市告示第235号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2年間」を「3年間」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。